

前 科 調 書 (丁)

年 月 日

地方検察庁

検察事務官

次の者の前科を調査したところ、別紙犯歴票写しのとおりである。

(道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判であって、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するものについては、調査を省略した。)

氏 名

備 考